

指名停止措置の概要

- 1. 指名停止措置業者名: 日本トータルテレマーケティング株式会社
法人番号: 4011001045013
住 所: 東京都渋谷区渋谷3丁目12番18号
- 2. 指名停止措置期間: 令和6年7月30日から令和6年8月29日まで(1ヵ月)
- 3. 指名停止措置の範囲: 近畿地方測量部管内
- 4. 事実概要:

日本トータルテレマーケティング(株)は、京都市から委託されていた新型コロナワクチン接種事業のコールセンター業務において、勤務実態のない80人分を虚偽申請し、およそ2,700万円だまし取った疑いで令和6年6月11日、コールセンターのセンター長をしていた元社員等が詐欺の疑いで京都府警に逮捕された。

- 5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である日本トータルテレマーケティング(株)の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 落合 昇 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 澤 畠 庄 志 電話 029-864-6870 (直通)